

定 款

ナカバヤシ株式会社

第 1 章 総 則

【商 号】

第 1 条

当会社は、ナカバヤシ株式会社と称し、英文では、
NAKABAYASHI CO., LTD. と表示する。

【目 的】

第 2 条

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 書籍製本、印刷
2. 文房具・事務用品・家具・家庭用品・日用雑貨品の製造販売および輸出入
3. 製本機械・印刷機械・事務用機械器具・コンピュータ周辺機器・通信機械器具・民生用電気機械器具の製造販売・修理および輸出入
4. 建築工事・鋼構造物工事・内装仕上工事・建具工事・機械器具設置工事・電気工事・塗装工事・ガラス工事・管工事の企画・設計・施工・監理および請負
5. 紙器・段ボール・ラベル・シールその他包装用品の製造販売および輸出入
6. 情報処理サービスおよび広告・宣伝の情報媒体の企画・製作および販売
7. 産業廃棄物処理機械・再生資源の再生加工用機械器具の製造販売ならびに産業廃棄物・一般廃棄物の再生資源のリサイクル事業
8. チャイルドシート・自動車関連用品の製造販売および輸出入
9. ペット用品の製造販売および輸出入
10. ベビー用品・娯楽用品・玩具・ぬいぐるみの製造販売および輸出入
11. 一般区域貨物自動車運送事業
12. 貨物自動車運送取扱事業
13. 倉庫業
14. 梱包業
15. 有価証券の投資
16. 生命保険の募集に関する業務および損害保険の代理業務
17. つえ、荷車、車いす、その他介護補助用具等の製造販売および輸出入
18. 医療用品、衛生材料、医療用機械器具の開発製造販売および輸出入
19. 図書館の管理、図書館業務の請負、図書館職員の育成・研修および付随するコンサルティング業務
20. 労働者派遣業務
21. 職業紹介業務
22. 再生可能エネルギーの熱利用・発電・売電事業ならびに熱利用設備・発電設備の調査設計業務、土木建設工事、保守業務
23. 燃料類の売買および輸出入
24. 野菜・果物・苗木の生産、加工および販売
25. ショールーム・教育・スポーツ・飲食・売店等の施設の運営・管理および各種イベントの企画・運営
26. 古物営業法に基づく古物商
27. コンピュータソフトウェアの開発・販売・保守業務ならびにサービスの提供
28. インターネット上のショッピングモールの開設、運営
29. 人材教育および研修業務ならびに各種検定・資格試験実施に関する業務

30. 食料品の製造・加工・販売および輸出入
31. 書籍を含む紙資料の修復・保存
32. ノベルティグッズ、チラシ等の販売促進に関する物品の企画、製造の受託
33. ビジネス・プロセス・アウトソーシングの受託
34. 防犯用品・防災用品の製造販売および輸出入
35. 前各号に附帯関連する一切の事業

【本店所在地】

第 3 条 当会社は、本店を大阪市におく。

【機 関】

第 4 条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
(1) 取締役会
(2) 監査等委員会
(3) 会計監査人

【公告方法】

第 5 条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

【発行可能株式数】

第 6 条 当会社の発行可能株式数は、99,245,000株とする。

【単元株式数】

第 7 条 当会社の単元株式数は、100株とする。

【単元未満株式の買増し】

第 8 条 当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

【株主名簿管理人】

第 9 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。
② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定めこれを公告する。
③ 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

【株式取扱規程】

第 10 条 当会社の株主権行使の手続きその他の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程に

よる。

第 3 章 株 主 総 会

【招 集】

第 11 条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要に応じて隨時これを招集する。

【定時株主総会の基準日】

第 12 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

【招集権者および議長】

第 13 条 株主総会は、取締役社長が招集し、議長となる。

- ② 取締役社長に事故があるときは、取締役会で予め定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

【電子提供措置等】

第 14 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

【決議の方法】

第 15 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行なう。

【議決権の代理行使】

第 16 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- ② 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役

【員 数】

第 17 条 当会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、12名以内とする。

- ② 当会社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。

【選任方法】

第 18 条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の三分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

【任期】

第 19 条 取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 監査等委員である取締役の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- ③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

【補欠監査等委員である取締役の予選の効力】

第 20 条 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、当該選任のあった株主総会の決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

【報酬等】

第 21 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

第 5 章 取締役会

【代表取締役および役付取締役】

第 22 条 取締役会は、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から代表取締役若干名を選定する。

- ② 取締役会の決議をもって、取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

【職務】

第 23 条 取締役社長は会社の業務を総理し、取締役会長、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役は取締役社長を補佐して各所管業務を掌理する。

【取締役会の招集権者および議長】

第 24 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- ② 取締役社長に事故があるときは、取締役会で予め定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

【取締役会の招集通知】

- 第 25 条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急のときはこれを短縮することができる。
- ② 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

【取締役会の決議方法等】

- 第 26 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- ② 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

【重要な業務執行の決定の委任】

- 第 27 条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

【取締役会規則】

- 第 28 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

第 6 章 監査等委員会

【常勤の監査等委員】

- 第 29 条 監査等委員会は、その決議により常勤の監査等委員を選定することができる。

【監査等委員会の招集通知】

- 第 30 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急のときはこれを短縮することができる。
- ② 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

【監査等委員会規則】

- 第 31 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第 7 章 取締役の責任免除

【取締役の責任免除】

- 第 32 条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
- ② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取

締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 8 章 計 算

【事業年度】

第 33 条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

【剰余金の配当等の決定機関】

第 34 条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

【剰余金の配当の基準日】

第 35 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。
② 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。
③ 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

【配当金の除斥期間】

第 36 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

附 則 第65回定期株主総会の終結前の行為に関し、当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

令和 6年 6月27日改正